

告 示

埼玉県告示第千二百二十七号

測量計画機関である毛呂山町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

毛呂山町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

毛呂山町全域

四 作業期間

令和二年十月十五日から令和三年三月二十四日まで